

三郷市立前谷小学校いじめ防止基本方針【改訂版】

はじめに

本校では、目指す学校像を「できるようにする前谷小 自他を尊重する前谷小 読書活動で成長する前谷小」とし、三郷の教育 三つの宝「授業規律」「読書のまち三郷」「親の学習」を推進して、特色ある教育活動の推進に努めている。

「できるようにする前谷小」では、三郷市の「授業の心得」を基盤とし、全教職員が共通理解・共通指導を心掛け授業規律の徹底を図っている。それを基に教職員一人一人がきめ細やかで分かる授業を展開している。また、家庭と連携し家庭学習を充実させ、児童に基礎・基本の定着を図り、学力向上を目指している。また、体育の授業の工夫や体力テストの取組を通じて、運動好きな児童の育成している。「できなかったことができるようになった」という自信を持たせることは、自尊感情を育むことになる。

「自他を尊重する前谷小」では、児童一人一人が自分の良い所を伸ばし、他の児童を認め合うなど自他を認め合う教育を推進している。考え議論する道徳の授業づくり、友達の良さを認める「前谷っ子の木」の取組、努力を認め表彰する「前谷賞」の授与、異学年交流を通じた異年齢への思いやりの醸成など、学校教育活動全般、学年・学級の取組を通じて、良さに気づかせ、認め合う関係づくりができる。

「読書活動で成長する前谷小」では、自分の考えを伝える表現力、他の意見や考えを把握する読解力を様々な取組を通じて育んでいる。家読ゆうびんの取組の推進、他校との読書交流、「言葉の力」を活用した群読集会等に取り組み、どの児童も本に親しむことのできる読書環境づくりをしている。また、図書館司書や図書館ボランティアと連携し、読書活動を充実させている。読書量だけではなく、集団読書やリレー読書など読書活動に工夫を加え、他の考えなどを参考にしながら、深い読み方を身に付けさせるための読書指導の充実を図っている。

「親の学習」では、親と子の関係づくりやインターネット利用についての学習等を通じて、いじめ防止等のための保護者の在り方について啓発を行っている。

本校における「いじめ防止、早期発見、対応」が意図的・計画的に実践されるための対策は、次の通りである。

1 いじめの未然防止

(1) 人間力を高める道徳教育の充実

- ・道徳の授業では、児童の心が揺さぶられる教材や資料を活用し、人としての「思いやり」「心づかい」「気高さ」等について考えさせ、自分自身の生活や行動を省みる機会とし、心を耕す。
- ・道徳資料「彩の国の道徳」や「私たちの道徳」を児童の実態に応じ活用する。
- ・教育活動全体で「いじめを許さない」「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」という気持ちを育てる。
- ・学校公開日に全学級が道徳授業を公開する。

(2) 豊かな体験活動の充実

- ・学校行事や児童会活動、授業等における友達との交流を通して自己理解・相互理解

を深める。

- ・福祉体験、農業(栽培)体験等を各学年に応じて教育計画に位置づけ実施する。
- ・体験活動を通して、学校ボランティアや地域の方とのふれあいを深めることにより豊かな心の育成を図っている。

(3) 児童会主体の取組

- ・代表委員会中心のあいさつ運動週間を各学期に1回取り組む。また、年に1回前川中生徒会と合同のあいさつ運動に取り組む。
- ・代表委員会の取り組みにあわせて、毎朝の登校安全指導時に、保護者やスクールガード、教職員によるあいさつ運動を推進する。
- ・児童会を中心に、11月をいじめ撲滅運動強化月間として「いじめ撲滅宣言」や「いじめ撲滅標語」に取り組む。

(4) 意識の啓発

- ・児童会の「いじめ撲滅宣言」を受け、各学級での宣言、各個人の宣言に取り組む。
- ・人権標語、人権作文等の取組により、人権意識の高揚を図る。

2 早期発見のための対策

いじめが発生した場合、早期発見がいじめ解消の重要なポイントとなる。日常の児童の言動に目を配り、疑わしきものをそのままにせず、小さなサインを見逃さない姿勢を持つことが大切である。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景になる事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

例えば、いじめられていても本人が否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

(1) 日常的なコミュニケーションの充実

- ・あいさつ運動を通して、児童との人間関係を深めるとともに一人一人の観察を行い児童のささいな変化を見逃さない。
- ・担任は、授業はもちろん休み時間や給食時等の会話を大切にする。また、日記等を活用し、児童の変化の把握に努める。
- ・児童の情報は小さなことも管理職に報告するとともに、生徒指導委員会等を通して情報の共有化を図る。

(2) 教育相談の実施体制

- ・児童や保護者が相談できるようにするため、次のことに取り組み相談体制を整備する。
 - ①いじめ相談窓口（教頭及び学年主任を中心に）を教育相談日（毎月第3火曜日）と併設する。
 - ②第1、第2、第3教育相談室との連携を図る。
 - ③「なかよしアンケート」を各学期1回実施し、いじめ等の把握を行うとともに

必要に応じて教育相談を実施する。

(3) 校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修会やいじめ防止のための事例研修を通して、教職員の指導力向上を図るとともに、児童同士・児童と担任との絆を深める学年・学級経営を充実させる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネット等を通じて行われるいじめを防止するために、青少年の情報モラル啓発DVD「その『つながり』大丈夫？」の活用やスクール・ネットワーク・アドバイザーによる防犯教室を実施する。
- ・ネットマナーに関する保護者対象の「親の学習」講座を開催する。

3 いじめの対応

教員は、些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、直ちに組織的に対応する。その際、被害児童を徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) 適切な実態把握

- ・ささいなことも管理職に報告・連絡・相談することを徹底する。
- ・複数の教職員(必要に応じて管理職も)の立ち会いのもと、当事者双方や関係児童から個々に聞き取りを行い、情報収集を行う。

(2) 組織的な対応

- ・いじめの事実が確認された場合は、事実を共通理解し校長の指導のもと共通指導するなど組織的に対応する。

(3) 児童への指導、支援

- ・いじめられた児童に対しては、保護、心配や不安を取り除く支援を行う。
- ・いじめを行った児童に対しては、相手の苦しみや痛みについて心にしみる指導を行うとともに、人として「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせる。

(4) 保護者との連携

- ・いじめられた児童及び保護者に対しては、学校としての支援策を説明するとともに今後の具体的な対応策を協議する。
- ・いじめを行った児童の保護者に対しては、面談を行い事実関係の説明とともに再発防止のための策を講じる。
- ・インターネット等によるいじめに対しては、保護者の協力を求め、学校との連携について協議し施策を講じる。

(5) 関係機関への報告・相談

- ・必要に応じて教育委員会への連絡・相談を行うとともに、事案によっては吉川警察署や越谷児童相談所等の関係機関との連携を図る。

4 校内組織

(1) 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進委員会」（生徒指導委員会）を設置する。

〈構成員〉 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・各学年主任

〈活動〉

- ① 教育相談等早期発見に関すること
- ② 未然防止に関すること
- ③ 対応に関すること
- ④ 心豊かな児童育成のための積極的生徒指導に関すること

〈開催〉

- ・月1回を定例会とし職員会議日に位置づける。いじめ発生時は緊急開催する。

(2) いじめの解消

いじめが「解消している」という状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月間止んでいること
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
(被害児童等に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する)

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 三郷市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「緊急いじめ対応委員会」を設置する。

〈構成員案〉 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・各学年主任

- ③ 「緊急いじめ対応委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 「緊急いじめ対応委員会」の調査結果については、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、事実関係及び必要な情報を適切に提供する。同時に、いじめを行った児童の保護者にも事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について、協議する。
- ⑤ 「緊急いじめ対応委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。